

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年4月24日

【発行者名】 フェデレーテッド・ハーミーズ・インベストメント・ファンズ・ピーエルシー
(Federated Hermes Investment Funds public limited company)

【代表者の役職氏名】 取締役 シルヴィー・マクラフリン
(Director Sylvie McLaughlin)

【本店の所在の場所】 アイルランド、ダブリン2、アッパーマウント・ストリート 7 / 8
(7/8 Upper Mount Street, Dublin 2, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
フェデレーテッド・ハーミーズ・インベストメント・ファンズ・ピーエルシー
- フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・SMIDエクイティ・エンゲージメント・ファンド
- フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・ハイ・イールド・クレジット・エンゲージメント・ファンド
(Federated Hermes Investment Funds public limited company
- Federated Hermes Global SMID Equity Engagement Fund
- Federated Hermes Global High Yield Credit Engagement Fund)
本書は、EDINETコード「G14180」(フェデレーテッド・ハーミーズ・インベストメント・ファンズ・ピーエルシー-フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・SMIDエクイティ・エンゲージメント・ファンド)と「G14809」(フェデレーテッド・ハーミーズ・インベストメント・ファンズ・ピーエルシー-フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・ハイ・イールド・クレジット・エンゲージメント・ファンド)を統合したものである。

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】

記名式無額面投資証券

フェデレーテッド・ハーミーズ・インベストメント・ファンズ・ピーエルシー

フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・SMIDエクイティ・エンゲージメント・ファンド

クラスX米ドルヘッジ投資証券

クラスX円ヘッジ投資証券

フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・ハイ・イールド・クレジット・エンゲージメント・ファンド

クラスY米ドル投資証券

クラスY円ヘッジ投資証券

上限見込額は以下のとおりである。

フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・SMIDエクイティ・エンゲージメント・ファンド

クラスX米ドルヘッジ投資証券：18億7,302万米ドル

（約2,938億7,684万円）

クラスX円ヘッジ投資証券：1,267億7,172万円

フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・ハイ・イールド・クレジット・エンゲージメント・ファンド

クラスY米ドル投資証券：13億8,426万米ドル

（約2,171億9,039万円）

クラスY円ヘッジ投資証券：1,220億928万円

（注1）上限見込額は、便宜上、ファンドの投資証券の2024年4月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている（フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・SMIDエクイティ・エンゲージメント・ファンドのクラスX米ドルヘッジ投資証券については3.1217米ドル（約490円）に6億口、フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・SMIDエクイティ・エンゲージメント・ファンドのクラスX円ヘッジ投資証券については211.2862円に6億口、フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・ハイ・イールド・クレジット・エンゲージメント・ファンドのクラスY米ドル投資証券については2.3071米ドル（約362円）に6億口、フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・ハイ・イールド・クレジット・エンゲージメント・ファンドのクラスY円ヘッジ投資証券については203.3488円に6億口をそれぞれ乗じて算出した金額である。）。

（注2）米ドルの円貨換算は、別途記載のない限り、便宜上、2024年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝156.90円）による。

（注3）2025年4月24日付で、フェデレーテッド・ハーミーズ・SDGエンゲージメント・エクイティ・ファンド（Federated Hermes SDG Engagement Equity Fund）はフェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・SMIDエクイティ・エンゲージメント・ファンド（Federated Hermes Global SMID Equity Engagement Fund）に、フェデレーテッド・ハーミーズ・SDGエンゲージメント・ハイ・イールド・クレジット・ファンド（Federated Hermes SDG Engagement High Yield Credit Fund）はフェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・ハイ・イールド・クレジット・エンゲージメント・ファンド（Federated Hermes Global High Yield Credit Engagement Fund）にそれぞれ名称を変更した。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年6月28日付をもって提出した有価証券届出書（2024年9月30日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「原届出書」といいます。）について、2025年4月24日付で本投資法人の設立地における英文目論見書補遺が変更され、サブ・ファンドの名称、投資方針および「別紙 - S F D R 関連情報」が変更されましたので、また、本邦における代理人に関する情報が変更されましたので、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正箇所および訂正事項】

（注）下線部は訂正部分を示します。

表紙

<訂正前>

（前略）

届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称

フェデレーテッド・ハーミーズ・インベストメント・ファンズ・ピーエルシー

- フェデレーテッド・ハーミーズ・SDGエンゲージメント・エクイティ・ファンド
- フェデレーテッド・ハーミーズ・SDGエンゲージメント・ハイ・イールド・クレジット・ファンド

（Federated Hermes Investment Funds public limited company

- Federated Hermes SDG Engagement Equity Fund
- Federated Hermes SDG Engagement High Yield Credit Fund）

本書は、EDINETコード「G14180」（フェデレーテッド・ハーミーズ・インベストメント・ファンズ・ピーエルシー - フェデレーテッド・ハーミーズ・SDGエンゲージメント・エクイティ・ファンド）と「G14809」（フェデレーテッド・ハーミーズ・インベストメント・ファンズ・ピーエルシー - フェデレーテッド・ハーミーズ・SDGエンゲージメント・ハイ・イールド・クレジット・ファンド）を統合したものである。

届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額

記名式無額面投資証券

フェデレーテッド・ハーミーズ・インベストメント・ファンズ・ピーエルシー

フェデレーテッド・ハーミーズ・SDGエンゲージメント・エクイティ・ファンド

クラスX米ドルヘッジ投資証券

クラスX円ヘッジ投資証券

フェデレーテッド・ハーミーズ・SDGエンゲージメント・ハイ・イールド・クレジット・ファンド

クラスY米ドル投資証券

クラスY円ヘッジ投資証券

上限見込額は以下のとおりである。

フェデレーテッド・ハーミーズ・SDGエンゲージメント・エクイティ・
ファンド

クラスX米ドルヘッジ投資証券：18億7,302万米ドル
 （約2,938億7,684万円）

クラスX円ヘッジ投資証券：1,267億7,172万円

フェデレーテッド・ハーミーズ・SDGエンゲージメント・ハイ・イールド・
クレジット・ファンド

クラスY米ドル投資証券：13億8,426万米ドル
 （約2,171億9,039万円）

クラスY円ヘッジ投資証券：1,220億928万円

（注1）上限見込額は、便宜上、ファンドの投資証券の2024年4月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている（フェデレーテッド・ハーミーズ・SDGエンゲージメント・エクイティ・ファンドのクラスX米ドルヘッジ投資証券については3.1217米ドル（約490円）に6億口、フェデレーテッド・ハーミーズ・SDGエンゲージメント・エクイティ・ファンドのクラスX円ヘッジ投資証券については211.2862円に6億口、フェデレーテッド・ハーミーズ・SDGエンゲージメント・ハイ・イールド・クレジット・ファンドのクラスY米ドル投資証券については2.3071米ドル（約362円）に6億口、フェデレーテッド・ハーミーズ・SDGエンゲージメント・ハイ・イールド・クレジット・ファンドのクラスY円ヘッジ投資証券については203.3488円に6億口をそれぞれ乗じて算出した金額である。）。

（注2）米ドルの円貨換算は、別途記載のない限り、便宜上、2024年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝156.90円）による。

（後略）

<訂正後>

（前略）

届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称

フェデレーテッド・ハーミーズ・インベストメント・ファンズ・ピーエルシー

- フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・SMIDエクイティ・エンゲージメント・ファンド
- フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・ハイ・イールド・クレジット・エンゲージメント・ファンド

（Federated Hermes Investment Funds public limited company

- Federated Hermes Global SMID Equity Engagement Fund
- Federated Hermes Global High Yield Credit Engagement Fund）

本書は、EDINETコード「G14180」（フェデレーテッド・ハーミーズ・インベストメント・ファンズ・ピーエルシー - フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・SMIDエクイティ・エンゲージメント・ファンド）と「G14809」（フェデレーテッド・ハーミーズ・インベストメント・ファンズ・ピーエルシー - フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・ハイ・イールド・クレジット・エンゲージメント・ファンド）を統合したものである。

届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額

記名式無額面投資証券

フェデレーテッド・ハーミーズ・インベストメント・ファンズ・ピーエルシー

フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・SMIDエクイティ・エンゲージメント・ファンド

クラスX米ドルヘッジ投資証券

クラスX円ヘッジ投資証券

フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・ハイ・イールド・クレジット・エンゲージメント・ファンド

クラスY米ドル投資証券

クラスY円ヘッジ投資証券

上限見込額は以下のとおりである。

フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・SMIDエクイティ・エンゲージメント・ファンド

クラスX米ドルヘッジ投資証券：18億7,302万米ドル

（約2,938億7,684万円）

クラスX円ヘッジ投資証券：1,267億7,172万円

フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・ハイ・イールド・クレジット・エンゲージメント・ファンド

クラスY米ドル投資証券：13億8,426万米ドル

（約2,171億9,039万円）

クラスY円ヘッジ投資証券：1,220億928万円

（注1）上限見込額は、便宜上、ファンドの投資証券の2024年4月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている（フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・SMIDエクイティ・エンゲージメント・ファンドのクラスX米ドルヘッジ投資証券については3.1217米ドル（約490円）に6億口、フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・SMIDエクイティ・エンゲージメント・ファンドのクラスX円ヘッジ投資証券については211.2862円に6億口、フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・ハイ・イールド・クレジット・エンゲージメント・ファンドのクラスY米ドル投資証券については2.3071米ドル（約362円）に6億口、フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・ハイ・イールド・クレジット・エンゲージメント・ファンドのクラスY円ヘッジ投資証券については203.3488円に6億口をそれぞれ乗じて算出した金額である。）。

（注2）米ドルの円貨換算は、別途記載のない限り、便宜上、2024年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝156.90円）による。

（注3）2025年4月24日付で、フェデレーテッド・ハーミーズ・SDGエンゲージメント・エクイティ・ファンド（Federated Hermes SDG Engagement Equity Fund）はフェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・SMIDエクイティ・エンゲージメント・ファンド（Federated Hermes Global SMID Equity Engagement Fund）に、フェデレーテッド・ハーミーズ・SDGエンゲージメント・ハイ・イールド・クレジット・ファンド（Federated Hermes SDG Engagement High Yield Credit Fund）はフェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・ハイ・イールド・クレジット・エンゲージメント・ファンド（Federated Hermes Global High Yield Credit Engagement Fund）にそれぞれ名称を変更した。

（後略）

第一部 証券情報

第1 外国投資証券(外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。)

(1) 外国投資法人の名称

<訂正前>

フェデレーテッド・ハーミーズ・インベストメント・ファンズ・ピーエルシー

- フェデレーテッド・ハーミーズ・SDGエンゲージメント・エクイティ・ファンド
- フェデレーテッド・ハーミーズ・SDGエンゲージメント・ハイ・イールド・クレジット・ファン
ド

(Federated Hermes Investment Funds public limited company

- Federated Hermes SDG Engagement Equity Fund
- Federated Hermes SDG Engagement High Yield Credit Fund)

(以下、フェデレーテッド・ハーミーズ・インベストメント・ファンズ・ピーエルシーを「本投資法人」、フェデレーテッド・ハーミーズ・SDGエンゲージメント・エクイティ・ファンドおよびフェデレーテッド・ハーミーズ・SDGエンゲージメント・ハイ・イールド・クレジット・ファンドを個別にまたは総称して「ファンド」または「サブ・ファンド」という。ただし、文脈により、フェデレーテッド・ハーミーズ・SDGエンゲージメント・エクイティ・ファンドおよびフェデレーテッド・ハーミーズ・SDGエンゲージメント・ハイ・イールド・クレジット・ファンドを含む本投資法人のサブ・ファンドを「ファンド」ということがある。)

<訂正後>

フェデレーテッド・ハーミーズ・インベストメント・ファンズ・ピーエルシー

- フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・SMIDエクイティ・エンゲージメント・ファンド
- フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・ハイ・イールド・クレジット・エンゲージメン
ト・ファンド

(Federated Hermes Investment Funds public limited company

- Federated Hermes Global SMID Equity Engagement Fund
- Federated Hermes Global High Yield Credit Engagement Fund)

(以下、フェデレーテッド・ハーミーズ・インベストメント・ファンズ・ピーエルシーを「本投資法人」、フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・SMIDエクイティ・エンゲージメント・ファンドおよびフェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・ハイ・イールド・クレジット・エンゲージメント・ファンドを個別にまたは総称して「ファンド」または「サブ・ファンド」という。ただし、文脈により、フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・SMIDエクイティ・エンゲージメント・ファンドおよびフェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・ハイ・イールド・クレジット・エンゲージメント・ファンドを含む本投資法人のサブ・ファンドを「ファンド」ということがある。)

(注) 2025年4月24日付で、フェデレーテッド・ハーミーズ・SDGエンゲージメント・エクイティ・ファンド(Federated Hermes SDG Engagement Equity Fund) はフェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・SMIDエクイティ・エンゲージメント・ファンド(Federated Hermes Global SMID Equity Engagement Fund) に、フェデレーテッド・ハーミーズ・SDGエンゲージメント・ハイ・イールド・クレジット・ファンド(Federated Hermes SDG Engagement High Yield Credit Fund) はフェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・ハイ・イールド・クレジット・エンゲージメント・ファンド(Federated Hermes Global High Yield Credit Engagement Fund) にそれぞれ名称を変更した。以下同じ。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

(1) 投資方針

< 訂正前 >

(前略)

<フェデレーテッド・ハーミーズ・SDGエンゲージメント・エクイティ・ファンドの投資目的および投資方針>

(中略)

投資方針

(中略)

また、投資運用会社は、長期的な元本の成長とともに社会に対するプラスの影響を提供することを目的として、以下の企業への投資を行わない（なお、当該企業に関して投資運用会社が入手した情報に基づき判断する。）。

- 収益の5%超を化石燃料の抽出または探査から得ている企業
- 非人道的兵器の製造または非人道的兵器の製造業者に対して必須および／もしくは特注の製品もしくはサービスのいずれかを提供することによってわずかでも（0%を超えて）収益を得ている企業ならびに従来型兵器の生産から収益の5%超を得ている企業
- タバコ製品の製造からわずかでも（0%を超えて）収益を得ている企業およびタバコ製品の販売から収益の5%超を得ている企業
- 収益の2%超をギャンブル製品から得ている企業
- 国連グローバル・コンパクトの原則に違反している企業

(中略)

<フェデレーテッド・ハーミーズ・SDGエンゲージメント・ハイ・イールド・クレジット・ファンドの投資目的および投資方針>

(中略)

投資方針

(中略)

投資運用会社は、以下の発行体への投資を行わない（なお、当該発行体に関して投資運用会社が入手した情報に基づき判断する。）。

- 非人道的兵器の製造または非人道的兵器の製造業者に対して必須および／もしくは特注の製品もしくはサービスのいずれかを提供することによってわずかでも（0%を超えて）収益を得ている発行体ならびに従来型兵器の生産から収益の10%超を得ている発行体
- タバコ製品の製造からわずかでも（0%を超えて）収益を得ている発行体およびタバコ製品の販売から収益の5%超を得ている発行体
- 収益の10%超をギャンブル製品から得ている発行体
- 収益の5%超を非在来型のオイルサンドの抽出から得ている発行体

また、投資運用会社は、国連グローバル・コンパクトの原則に違反している発行体への投資を行わない。

(後略)

<訂正後>

（前略）

<フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・SMIDエクイティ・エンゲージメント・ファンドの投資目的および投資方針>

（中略）

投資方針

（中略）

また、投資運用会社は、長期的な元本の成長とともに社会に対するプラスの影響を提供することを目的として、以下の企業への投資を行わない（なお、当該企業に関して投資運用会社が入手した情報に基づき判断する。）。

- 収益の5%超を化石燃料の抽出または探査から得ている企業
- 非人道的兵器の製造または非人道的兵器の製造業者に対して必須および／もしくは特注の製品もしくはサービスのいずれかを提供することによってわずかも（0%を超えて）収益を得ている企業ならびに従来型兵器の生産から収益の5%超を得ている企業
- タバコ製品の製造からわずかも（0%を超えて）収益を得ている企業およびタバコ製品の販売から収益の5%超を得ている企業
- 収益の5%超を原子力から得ている企業
- 収益の5%超をアダルト・エンターテインメント製品から得ている企業
- 収益の2%超をギャンブル製品から得ている企業
- 国連グローバル・コンパクトの原則に違反している企業

（中略）

<フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・ハイ・イールド・クレジット・エンゲージメント・ファンドの投資目的および投資方針>

（中略）

投資方針

（中略）

投資運用会社は、以下の発行体への投資を行わない（なお、当該発行体に関して投資運用会社が入手した情報に基づき判断する。）。

- 非人道的兵器の製造または非人道的兵器の製造業者に対して必須および／もしくは特注の製品もしくはサービスのいずれかを提供することによってわずかも（0%を超えて）収益を得ている発行体ならびに従来型兵器の生産から収益の10%超を得ている発行体
- タバコ製品の製造からわずかも（0%を超えて）収益を得ている発行体およびタバコ製品の販売から収益の5%超を得ている発行体
- 収益の10%超をギャンブル製品から得ている発行体
- 収益の5%超を非在来型のオイルサンドの抽出から得ている発行体
- 国連グローバル・コンパクトの原則に違反している発行体

（後略）

7 管理及び運営の概要

<訂正前>

(前略)

3 投資主・外国投資法人債権者の権利等 (1) 投資主・外国投資法人債権者の権利	投資主の有する主な権利は次のとおりである。 (a) 買戻請求権 (b) 投資主総会における権利 (c) 報告書を受領する権利
(2) 為替管理上の取扱い	投資証券の配当金、買戻代金等の送金に関して、アイルランドにおける外国為替管理上の制限はない。
(3) 本邦における代理人	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所 上記代理人は、本投資法人から日本国内において、 (a) 本投資法人に対するアイルランドおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他訴訟関係書類を受領する権限、および (b) 日本における投資証券の公募、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されており、また関東財務局長に対する投資証券の当初の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対する投資証券に関する届出等の代理人は下記のとおりである。 弁護士 三浦 健 弁護士 大西 信治 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所

<訂正後>

(前略)

3 投資主・外国投資法人債権者の権利等 (1) 投資主・外国投資法人債権者の権利	投資主の有する主な権利は次のとおりである。 (a) 買戻請求権 (b) 投資主総会における権利 (c) 報告書を受領する権利
(2) 為替管理上の取扱い	投資証券の配当金、買戻代金等の送金に関して、アイルランドにおける外国為替管理上の制限はない。

(3) 本邦における代理人	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 上記代理人は、本投資法人から日本国内において、 (a) 本投資法人に対するアイルランドおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他訴訟関係書類を受領する権限、および (b) 日本における投資証券の公募、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されており、また関東財務局長に対する投資証券の当初の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対する投資証券に関する届出等の代理人は下記のとおりである。 弁護士 三浦 健 弁護士 大西 信治 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
------------------------	--

第三部 外国投資法人の詳細情報

第3 管理及び運営

3 投資主・外国投資法人債権者の権利等

（3）本邦における代理人

<訂正前>

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、本投資法人から日本国内において、

- （a）本投資法人に対するアイルランドおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他訴訟関係書類を受領する権限、および
- （b）日本における投資証券の公募、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されており、また関東財務局長に対する投資証券の当初の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対する投資証券に関する届出等の代理人は下記のとおりである。

弁護士 三浦 健

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

<訂正後>

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

上記代理人は、本投資法人から日本国内において、

- （a）本投資法人に対するアイルランドおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他訴訟関係書類を受領する権限、および
- （b）日本における投資証券の公募、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されており、また関東財務局長に対する投資証券の当初の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対する投資証券に関する届出等の代理人は下記のとおりである。

弁護士 三浦 健

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

第四部 特別情報

第3 その他

<訂正前>

（前略）

交付目論見書の概要

- フェデレーテッド・ハーミーズ・インベストメント・ファンズ・ピーエルシー
- フェデレーテッド・ハーミーズ・SDGエンゲージメント・エクイティ・ファンド
 - フェデレーテッド・ハーミーズ・SDGエンゲージメント・ハイ・イールド・クレジット・ファンド

本概要は、交付目論見書本文の証券情報、ファンドの状況等を要約したもので、交付目論見書の一部です。

詳細につきましては、交付目論見書本文の該当ページをご覧ください。

形 態	アイルランド籍オープン・エンド会社型外国投資証券 - フェデレーテッド・ハーミーズ・ <u>SDGエンゲージメント・エクイティ</u> ・ファンド - フェデレーテッド・ハーミーズ・ <u>SDGエンゲージメント・ハイ・イールド・クレジット</u> ・ファンド
-----	--

投資方針 投資目的	<u>フェデレーテッド・ハーミーズ・SDGエンゲージメント・エクイティ・ファンド</u> (中略) また、投資運用会社は、長期的な元本の成長とともに社会に対するプラスの影響を提供することを目的として、以下の企業への投資を行いません(なお、当該企業に関して投資運用会社が入手した情報に基づき判断します。)。 - 収益の5%超を化石燃料の抽出または探査から得ている企業 - 非人道的兵器の製造または非人道的兵器の製造業者に対して必須および/もしくは特注の製品もしくはサービスのいずれかを提供することによってわずかでも(0%を超えて)収益を得ている企業ならびに従来型兵器の生産から収益の5%超を得ている企業 - タバコ製品の製造からわずかでも(0%を超えて)収益を得ている企業およびタバコ製品の販売から収益の5%超を得ている企業 - 収益の2%超をギャンブル製品から得ている企業 - 国連グローバル・コンパクトの原則に違反している企業 <u>フェデレーテッド・ハーミーズ・SDGエンゲージメント・ハイ・イールド・クレジット・ファンド</u> (中略) 投資運用会社は、以下の発行体への投資を行いません(なお、当該発行体に関して投資運用会社が入手した情報に基づき判断する。)。 - 非人道的兵器の製造または非人道的兵器の製造業者に対して必須および/もしくは特注の製品もしくはサービスのいずれかを提供することによってわずかでも(0%を超えて)収益を得ている発行体ならびに従来型兵器の生産から収益の10%超を得ている発行体 - タバコ製品の製造からわずかでも(0%を超えて)収益を得ている発行体およびタバコ製品の販売から収益の5%超を得ている発行体 - 収益の10%超をギャンブル製品から得ている発行体 - 収益の5%超を非在来型のオイルサンドの抽出から得ている発行体 また、投資運用会社は、<u>国連グローバル・コンパクトの原則に違反している発行体への投資を行いません。</u>
リスク要因	<u>フェデレーテッド・ハーミーズ・SDGエンゲージメント・エクイティ・ファンド</u> (中略) <u>フェデレーテッド・ハーミーズ・SDGエンゲージメント・ハイ・イールド・クレジット・ファンド</u> (中略)
お申込価格	(中略) 関連する取引日の評価時点に決定される投資証券1口当たり純資産価格 (注1) フェデレーテッド・ハーミーズ・SDGエンゲージメント・エクイティ・ファンドに関し、評価時点は、各取引日の正午12時(アイルランド時間)とします。 (注2) フェデレーテッド・ハーミーズ・SDGエンゲージメント・ハイ・イールド・クレジット・ファンドに関し、評価時点は、各取引日における関連する市場の営業終了時刻とします。

(中略)

報酬	<u>フェデレーテッド・ハーミーズ・SDGエンゲージメント・エクイティ・ファンド</u> フェデレーテッド・ハーミーズ・ <u>SDGエンゲージメント・エクイティ・ファンド</u> のクラスX米ドルヘッジ投資証券およびクラスX円ヘッジ投資証券に適用されるファンドの関係会社の主な報酬は下記のとおりです。 管理報酬：ファンドの資産に対して最大0.60% 運用報酬：なし 保管報酬：ファンドの純資産価額に対して0.0110%（上限） 管理事務代行報酬：ファンドの純資産価額に対して0.04%（上限）
	<u>フェデレーテッド・ハーミーズ・SDGエンゲージメント・ハイ・イールド・クレジット・ファンド</u> フェデレーテッド・ハーミーズ・ <u>SDGエンゲージメント・ハイ・イールド・クレジット・ファンド</u> のクラスY米ドル投資証券およびクラスY円ヘッジ投資証券に適用されるファンドの関係会社の主な報酬は下記のとおりです。 管理報酬：ファンドの資産に対して最大0.40% 運用報酬：なし 保管報酬：ファンドの純資産価額に対して0.0110%（上限） 管理事務代行報酬：ファンドの純資産価額に対して0.05%（上限）

(後略)

<訂正後>

(前略)

交付目論見書の概要

フェデレーテッド・ハーミーズ・インベストメント・ファンズ・ピーエルシー

- フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・SMIDエクイティ・エンゲージメント・ファンド
- フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・ハイ・イールド・クレジット・エンゲージメント・ファンド

本概要は、交付目論見書本文の証券情報、ファンドの状況等を要約したもので、交付目論見書の一部です。

詳細につきましては、交付目論見書本文の該当ページをご覧ください。

形態	アイルランド籍オープン・エンド会社型外国投資証券 - フェデレーテッド・ハーミーズ・ <u>グローバル・SMIDエクイティ・エンゲージメント・ファンド</u>
	- フェデレーテッド・ハーミーズ・ <u>グローバル・ハイ・イールド・クレジット・エンゲージメント・ファンド</u>

投資方針 投資目的	<u>フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・SMIDエクイティ・エンゲージメント・ファンド</u> (中略) また、投資運用会社は、長期的な元本の成長とともに社会に対するプラスの影響を提供することを目的として、以下の企業への投資を行いません(なお、当該企業に関して投資運用会社が入手した情報に基づき判断します。)。 - 収益の5%超を化石燃料の抽出または探査から得ている企業 - 非人道的兵器の製造または非人道的兵器の製造業者に対して必須および/もしくは特注の製品もしくはサービスのいずれかを提供することによってわずかでも(0%を超えて)収益を得ている企業ならびに従来型兵器の生産から収益の5%超を得ている企業 - タバコ製品の製造からわずかでも(0%を超えて)収益を得ている企業およびタバコ製品の販売から収益の5%超を得ている企業 - 収益の5%超を原子力から得ている企業 - 収益の5%超をアダルト・エンターテインメント製品から得ている企業 - 収益の2%超をギャンブル製品から得ている企業 - 国連グローバル・コンパクトの原則に違反している企業 <u>フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・ハイ・イールド・クレジット・エンゲージメント・ファンド</u> (中略) 投資運用会社は、以下の発行体への投資を行いません(なお、当該発行体に関して投資運用会社が入手した情報に基づき判断します。)。 - 非人道的兵器の製造または非人道的兵器の製造業者に対して必須および/もしくは特注の製品もしくはサービスのいずれかを提供することによってわずかでも(0%を超えて)収益を得ている発行体ならびに従来型兵器の生産から収益の10%超を得ている発行体 - タバコ製品の製造からわずかでも(0%を超えて)収益を得ている発行体およびタバコ製品の販売から収益の5%超を得ている発行体 - 収益の10%超をギャンブル製品から得ている発行体 - 収益の5%超を非在来型のオイルサンドの抽出から得ている発行体 - 国連グローバル・コンパクトの原則に違反している発行体
リスク要因	<u>フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・SMIDエクイティ・エンゲージメント・ファンド</u> (中略) <u>フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・ハイ・イールド・クレジット・エンゲージメント・ファンド</u> (中略)
お申込価格	(中略) 関連する取引日の評価時点に決定される投資証券1口当たり純資産価格 (注1) フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・SMIDエクイティ・エンゲージメント・ファンドに関し、評価時点は、各取引日の正午12時(アイルランド時間)とします。 (注2) フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・ハイ・イールド・クレジット・エンゲージメント・ファンドに関し、評価時点は、各取引日における関連する市場の営業終了時刻とします。 (中略)

報酬	<u>フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・SMIDエクイティ・エンゲージメント・ファンド</u> フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・SMIDエクイティ・エンゲージメント・ファンドのクラスX米ドルヘッジ投資証券およびクラスX円ヘッジ投資証券に適用されるファンドの関係会社の主な報酬は下記のとおりです。 管理報酬：ファンドの資産に対して最大0.60% 運用報酬：なし 保管報酬：ファンドの純資産価額に対して0.0110%（上限） 管理事務代行報酬：ファンドの純資産価額に対して0.04%（上限） <u>フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・ハイ・イールド・クレジット・エンゲージメント・ファンド</u> フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・ハイ・イールド・クレジット・エンゲージメント・ファンドのクラスY米ドル投資証券およびクラスY円ヘッジ投資証券に適用されるファンドの関係会社の主な報酬は下記のとおりです。 管理報酬：ファンドの資産に対して最大0.40% 運用報酬：なし 保管報酬：ファンドの純資産価額に対して0.0110%（上限） 管理事務代行報酬：ファンドの純資産価額に対して0.05%（上限）
----	--

(後略)

別紙 E

S F D R 関連情報

「別紙 E - S F D R 関連情報」は以下の内容に更新されます。

規則(EU)2019/2088 第 8 条第 1 項、第 2 項および第 2a 項ならびに
規則(EU)2020/852 第 6 条第 1 項において言及される
金融商品に関する契約前の情報開示

商品名:フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・SMID エクイティ・エンゲージメント・ファンド
法人識別番号:213800QNCO5K1J86UB22

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資は環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EU タクソノミーは、規則(EU)2020/852 に定められる分類システムであり、**環境的に持続可能な経済活動の一覧**を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧は定めていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

☒ ☒ ☐ はい

☒ ☐ ☒ いいえ

☐ 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率(下限):__%

☐ EU タクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

☐ EU タクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率(下限):__%

☒ 環境的／社会的(E/S)特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも 30%の比率で以下の持続可能な投資を行う

☐ EU タクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☒ EU タクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☒ 社会目的を有する持続可能な投資

☐ E/S 特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない



この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるか？

ファンドは、以下の特性を示す企業への投資を促進する。

- 国際連合の持続可能な開発目標(以下「UN SDGs」という。)の一または複数に貢献するように整合される積極的な企業エンゲージメントを受け入れかつそこから利益を得る潜在能力
- 除外セクターから発生する収益の排除

上記の特性を実現する目的で参照ベンチマークとして指定されている特定の指数はない。

持続可能性指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのような持続可能性指標が用いられるか？**

ファンドにより促進される環境的または社会的特性の実現度を測定するために、以下の持続可能性指標が用いられる。

- 環境的指標: 再生可能エネルギーの発電量(MWH)、CO2 排出削減量(メートルトン)、節水量(M3)、GHG 排出量、カーボン・フットプリント、GHG 原単位、化石燃料へのエクスポージャー、再生不能資源からのエネルギー生産、エネルギー消費原単位
- 社会的指標: 国際連合グローバル・コンパクトの原則および多国籍企業行動指針の違反ならびに取締役会におけるジェンダー・ダイバーシティ
- SDG エンゲージメント強度: 各 SDG に適合するエンゲージメント・インタラクションの割合(%)
- エンゲージメントの効果: エンゲージメント・インタラクションに関する環境的または社会的指標の連続3年間における変化率

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？**

ファンドが部分的に行おうとする持続可能な投資の目的は、(i) UN SDGs の 17 項目の一もしくは複数の達成を推進すること、(ii) 環境もしくはステークホルダー(従業員、コミュニティ、サプライチェーンの従業員または顧客を含むが、これらに限られない。)への影響を緩和するプロセスを通じて関連投資先企業が提供する商品/サービスの環境的および社会的影響の軽減に貢献することである。

ファンドの持続可能な投資は、以下を通じて上記のいずれかの目的に貢献する。

- 社会全体が直面する環境的または社会的課題の解決を目的とした商品またはサービスの提供を行う関連投資先企業および/または
- 環境およびより広い社会にプラスの影響を与える商品/サービスを提供するためにその環境的および社会的影響の軽減および/またはより持続可能なビジネスモデルへの移行に対する投資を行う関連投資先企業。これは例えばクリーン・テクノロジーへの投資、化石燃料投資からの撤退と再生可能エネルギー投資の増加などにより達成される。

ファンドの原投資対象は、タクソミー規則(EU) 2020/852 に定められる環境的に持続可能な経済活動に関する EU 基準を考慮しない。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？**

投資運用会社の持続可能な投資の評価では、企業がその提供する商品およびサービスだけでなく、バリュー・チェーン全体を通じて著しい害を及ぼす可能性のある場合が特定される。かかる評価には、以下が含まれる。

- (i) 投資運用会社の独自の ESG スコアリングモデル(以下「ESG スコアリングモデル」という。以下の詳細を参照のこと。)を通じてすべての悪影響指標およびその他の関連 ESG 指標を考慮し、企業が何らかの持続可能性リスクを抱えているか否かを特定する。
- (ii) OECD 多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則(以下に詳述される。)の違反を審査する。
- (iii) 第三者データを用いて、何らかの深刻な論争が存在するか、また、投資の時点で企業が当該事象の将来の発生を防止する是正措置を講じているかを特定する。

投資運用会社は、企業が実践する慣行が害の規模を制限するものであること、または、企業がその問題に取り組んでいることを確保するために、より有害であると考えられる業界またはセクターに属するいずれかの企業についてより詳細な評価を実施することができる。

いずれかの企業が持続可能な目的に著しい害を及ぼすとみなされる場合、当該企業への投資は、持続可能な投資とはみなされない。

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

持続可能性要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

投資運用会社は、持続可能性要因への現在のおよび潜在的な悪影響を判断し、また著しい害を及ぼすとみなされる企業への投資を回避するために、すべての義務付けられた主要な悪影響指標を考慮し、かつ、投資運用会社の独自の ESG スコアリングモデル(以下の詳述を参照のこと。)においてファンドに関連あるとみなされる指標を用いる。

持続可能な投資は OECD 多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？(詳細)

入手可能なデータに基づく定性的および定量的評価の組み合わせを用いて、投資運用会社は、OECD 多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則(労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言、ILO の基本 8 条約および国際人権章典を含む。)に違反する企業の特定を追求し、かかる企業への投資は行わない。

EU タクソノミーは、タクソノミー適合投資は EU タクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的な EU 基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関する EU 基準を考慮しているこの金融商品の原投資対象のみに適用される。この金融商品の残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関する EU 基準を考慮していない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品は持続可能性要因への主要な悪影響を考慮するか？

- ✕ 投資運用戦略の一環として、投資運用会社は、企業が持続可能性に関する要素に対して何らかの主要な悪影響を示すか否かを検討する。これは、ESG スコアリング・モデルの結果を評価すること、ならびに ESG スコアリング・モデルの一環として使用される持続可能性に関する指標を評価することによって行われる。ESG スコアリング・モデルから得られたアウトプットおよびインプットを評価することにより、すべての関連情報を正確に捕捉すること、およびポートフォリオがかかるアウトプットによって別途特定されていない一切のサステナビリティ・リスクにさらされないこと確保することが可能となる。投資運用会社は、持続可能性に関する要素に対する主要な悪影響を検討するために、フェデレーテッド・ハーミーズの EOS(以下「EOS」という。)による独自の分析、CDP、MSCI、サステナリティクス(Sustainalytics)および S&P グローバル(S&P Global)等の第三者プロバイダー等(利用可能な場合)ならびに企業自身による開示を含む、幅広い情報源を利用する。

持続可能性リスクが特定された場合、投資運用会社は、不適切な ESG 行動から生じ得るアンダーパフォーマンスを削減するとともに、企業の責任ある行動と持続可能性の向上を奨励することを目的として、投資の中止を選択または当該企業をエンゲージメントの候補として特定することができる。

持続可能性要因への主要な悪影響に関する関連情報は、ファンドの年次報告書において追って開示される。

考慮しない。



投資戦略は、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

投資運用会社は、長期的な資本増加を提供し、また UN SDGs の一または複数に貢献するように整合される積極的な企業エンゲージメントを受け入れかつそこから利益を得る潜在能力を示す企業への投資を追求する。これは、バランスシートの質、フランチャイズ・バリュー（すなわち、ブランド力およびビジネスモデルの持続可能性）および経営の質などの要因を考慮することにより達成される。

基本的な財務指標基準に加えて、このような企業の特定に用いられることができるエンゲージメント基準には、例えば、企業の経営能力、健全性、ビジョン、潜在能力および投資運用会社と企業間の議論を受けて投資運用会社が提案する変更を実行に移す意思の評価が含まれ、これにより投資先企業による UN SDGs の一または複数への貢献を向上させる。特定の UN SDGs を達成するためのソリューションを明らかにすることにより、企業が、例えばその従業員および地域社会の保健や教育の成果の改善を達成して売上の増加や生産力の向上を実現することで、長期的な投資収益および対応力を段階的に改善できるようにすることが期待される。

エンゲージメント活動には、エンゲージメント目的に関する具体的な目標およびタイムラインの設定が含まれるが、かかる目標は各企業のエンゲージメント水準によって異なる。ファンドのテーマ型投資戦略の一環として、UN SDGs 関連のエンゲージメント目的は、すべての投資について特定される。また、非 UN SDGs 関連のエンゲージメントも、企業において持続可能性およびガバナンスのリスクに対応するために実行されることができる。エンゲージメントの効果は、当該エンゲージメントに関連する特定の持続可能性指標の変化によって測定される。

企業のエンゲージメント目的に対する進捗が不十分である場合は、当該企業への投資が中止されることになる。

投資運用会社は、特定の活動が所定の収益閾値（以下の詳細を参照のこと。）を上回る企業収益に貢献するものである場合、かかる活動に関与する企業には投資しない。除外活動には、化石燃料、非人道的兵器、従来型兵器、たばこ、ギャンブルおよび国際連合グローバル・コンパクトの原則に違反する企業が含まれる。

この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？

- ファンドにおいてエンゲージメントを有する企業の比率は、常に 90% から 100% の間とすること。
- 各エンゲージメントはまた、プラスの変化を実現するように企図される所定のエンゲージメント・テーマをもって、UN SDGs の一または複数に適合される。
- 投資運用会社は、（投資運用会社が入手可能な当該企業に関する情報に基づき）以下の企業への投資を行わない。
 - 収益の 5% 超を化石燃料の抽出または探査から得ている企業
 - 非人道的兵器の製造または非人道的兵器の製造業者に対して必須および／もしくは特注の製品もしくはサービスのいずれかを提供することによってわずかも（0% を超えて）収益を得ている企業ならびに従来型兵器の生産から収益の 5% 超を得ている企業
 - タバコ製品の製造からわずかも（0% を超えて）収益を得ている企業およびタバコ製品の販売から収益の 5% 超を得ている企業
 - 収益の 5% 超を原子力から得ている企業
 - 収益の 5% 超をアダルト・エンターテインメント製品から得ている企業
 - 収益の 2% 超をギャンブル製品から得ている企業
 - 国連グローバル・コンパクトの原則に違反している企業

- 当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？

該当なし。

- 投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？

投資戦略の一環として、投資運用会社は、その良好なガバナンスに関する方針を参照して、また独自の調査および EOS に基づく見識を含む投資運用会社の独自のコーポレート・ガバナンス・ツールおよび定性的分析を用いて、企業のコーポレート・ガバナンスを評価する。良好なガバナンスの考慮において、投資運用会社は、特に、企業の経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および適用ある税務規則のコンプライアンスに対する評価を行う。

企業は、上記の要因および投資運用会社が重大と判断するその他の要因について、(i) 以下の基準のいずれか一つに該当するか、または(ii) 総合的な観点から、以下の基準を適切に満たすと投資運用会社が判断する場合に、良好なガバナンス慣行に従うものとみなされる。

- 企業のコーポレート・ガバナンスが、責任所有原則および地域別コーポレート・ガバナンス原則の文書において EOS が定めるベスト・プラクティスに沿ったものであること
- 企業のコーポレート・ガバナンスが、企業の規模および長期的に企業のガバナンスにどのような影響を与えるかを考慮した上で、業界および／または地域の双方における同業他社と同水準であると判断されるものであること
- 投資運用会社および／または EOS が、企業とガバナンス慣行の向上に取り組むエンゲージメントを行っていること(本別紙の「この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？」の項目に詳述される。)

いずれかの企業が関与する権力の乱用または深刻な論争が存在し、その後の実証措置を通じてこれが軽減されていない場合、かかる企業は、良好なガバナンス慣行に従っていないと推定される。

投資運用会社の良好なガバナンス方針ならびに EOS の責任所有原則および地域コーポレート・ガバナンス原則は、<http://www.hermes-investment.com/sustainability-related-disclosures>において閲覧可能である。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。



この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した売上高
- 投資先企業が行うグリーン投資(例えば、グリーン経済への移行のためのもの)を示す資本的支出(CapEx)
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した事業運営費(OpEx)



#1 E/S 特性に整合には、ファンドが促進する特性を実現しかつ上記に要約される投資運用会社の良好なガバナンスに関する方針に従って良好なガバナンス慣行を証明することができる企業に対して行われる、ファンドの投資対象の 90%以上が含まれる。

#2 その他には、効率的なポートフォリオ運用および資金運用の目的で保有されることができるファンドの残りの投資対象が含まれる。かかる投資対象には、株式および/もしくは株式関連証券および/もしくは適格 CIS へのエクスポージャーの獲得ならびに/または金融指数へのエクスポージャーの獲得、現金の保有および/もしくは(例えば、現金を株式化する)マネー・マーケット集団投資スキームへの投資を目的としたデリバティブが含まれる。

#1 E/S 特性に整合の区分は以下を包含する。

- **#1A 持続可能**の細区分は、環境目的または社会目的を有する持続可能な投資対象を包含する。ファンドの投資対象の 30%以上が、上記に要約される持続可能な投資対象に該当する。
- **#1B その他の E/S 特性**の細区分は、環境的または社会的特性に整合するが、持続可能な投資対象として適格でない投資対象に該当する本区分の残りの投資対象を包含する。

この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

デリバティブの利用は、ファンドの環境的または社会的特性の実現に貢献するものではない。ファンドは、株式および/または株式関連証券および/または適格 CIS へのエクスポージャーを獲得するためにデリバティブを利用することができる。当該商品の利用は、効率性(すなわち、原投資対象へのエクスポージャーを獲得する方が、かかる投資対象を直接購入するより費用を抑えることができる場合)などの理由で決定されることができる。デリバティブはまた、効率的なポートフォリオ運用の目的(例えば、キャッシュフロー・マネジメントの補助、費用効果の実現ならびにより迅速かつ/またはより効率的な方法による一定の市場および証券へのエクスポージャーの獲得などの目的)においても利用されることができる。



環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度 EU タクソノミーに適合しているか？

ファンドの原投資対象は、タクソノミー規則(EU)2020/852 に基づき定められる環境的に持続可能な経済活動に関する EU 基準を考慮しない。そのため、ファンドのタクソノミー適合は最小で 0%となる。

● この金融商品は EU タクソノミーを遵守する化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動に投資するか？

☐ 投資する。

☐ 化石燃料ガスに投資する。

☐ 原子力に投資する。

☒ 投資しない。

以下の 2 つのグラフは、EU タクソノミーに適合している投資対象の最低割合を緑(本書に該当箇所はない。)で示している。ソプリン債*のタクソノミー適合性を判断する適切な方法がないため、1 つ目のグラフは、この金融商品のソプリン債を含むすべての投資対象に関してタクソノミー適合性を示しているが、2 つ目のグラフは、この金融商品のソプリン債以外の投資対象に関してのみタクソノミー適合性を示している。



*これらのグラフの解釈上、「ソプリン債」はすべてのソプリン・エクスポージャーで構成される。

● トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

☐ 該当なし。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものである。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段がまだ利用可能でない活動であり、とりわけ温室効果ガス排出水準が最高のパフォーマンスに相当しているものである。

¹ 化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動は、それが気候変動の抑制(以下「気候変動緩和」という。)に寄与し、EU タクソノミーの目的を著しく害するものではない場合にのみ、EU タクソノミーを遵守する。左欄外の注記を参照すること。EU タクソノミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則(EU)2022/1214 に定められる。

は、EUタクソノミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境目的を有する持続可能な投資である。



EU タクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

ファンドが確約する持続可能な投資の最低割合は 30%であるが、環境的および社会的に持続可能な投資のそれぞれにおいて提案される動的割当てにより、ファンドの原投資対象におけるタクソノミーに適合していない環境目的を有する持続可能な投資の最低割合は 0%となる。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

ファンドが確約する持続可能な投資の最低割合は 30%であるが、環境的および社会的に持続可能な投資のそれぞれにおいて提案される動的割当てにより、ファンドの原投資対象における社会目的を有する持続可能な投資の最低割合は 0%となる。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

「#2 その他」に含まれる投資対象は、効率的なポートフォリオ運用および資金運用の目的で保有されることができる。かかる投資対象には、株式および／もしくは株式関連証券および／もしくは適格 CIS へのエクスポージャーの獲得ならびに／または金融指数へのエクスポージャーの獲得、現金の保有および／もしくは（例えば、現金を株式化する）マネー・マーケット集団投資スキームへの投資を目的としたデリバティブが含まれる。



この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および／または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

該当なし。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。

- 参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に整合するのか？

該当なし。

- 投資戦略と指数の手法の整合性はどのように継続的に確保されるのか？

該当なし。

- 指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？

該当なし。

- 指定指数の計算に用いられる方法についてはどこを参照すればよいのか？

該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいのか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト(<https://www.hermes-investment.com/products>)で参照することができる。

SFDR関連情報

規則(EU)2019/2088 第8条第1項、第2項および第2a項ならびに

規則(EU)2020/852 第6条第1項において言及される

金融商品に関する契約前の情報開示

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資は環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EUタクソノミーは、規則(EU)2020/852に定められる分類システムであり、**環境的に持続可能な経済活動の一覧**を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧は定めていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

商品名: フェデレーテッド・ハーミーズ・グローバル・ハイ・イールド・クレジット・エンゲージメント・ファンド
法人識別番号: 213800P4WDHNYHR7H68

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

●● ☐ はい●● ☒ いいえ

☐ 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率(下限): __%

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率(下限): __%

☒ 環境的／社会的(E/S)特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも30%の比率で以下の持続可能な投資を行う

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☒ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☒ 社会目的を有する持続可能な投資

☐ E/S特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない



この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるか？

ファンドは、以下の特性を示す発行体への投資を促進する。

- 国際連合の持続可能な開発目標(以下「UN SDGs」という。)の一または複数に貢献するように整合される積極的な企業エンゲージメントを受け入れかつそこから利益を得る潜在能力
- 除外セクターから発生する収益の排除

上記の特性を実現する目的で参照ベンチマークとして指定されている特定の指数はない。

持続可能性指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

● この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのような持続可能性指標が用いられるか？

ファンドにより促進される環境的または社会的特性の実現度を測定するために、以下の持続可能性指標が用いられる。

- 環境的指標: 温室効果ガス排出量、二酸化炭素排出量、温室効果ガス濃度、化石燃料に対するエクスポージャー、枯渇性資源からのエネルギー生産
- 社会的指標: 国際連合グローバル・コンパクトの原則および多国籍企業行動指針の違反ならびに取締役会におけるジェンダー・ダイバーシティ
- エンゲージメント活動: ポートフォリオにおける AUM および／または発行体の割合
- エンゲージメント活動: 投資運用会社が設定した目標上のマイルストーンの進捗状況の割合
- SDG エンゲージメント強度: 17 UN SDGs のそれぞれに関連して、投資運用会社が実行した目標およびエンゲージメントの数および／または割合

● この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？

ファンドが部分的に行おうとする持続可能な投資の目的は、(i) UN SDGs の 17 項目の一もしくは複数の達成を推進すること、(ii) 環境もしくはステークホルダー(従業員、コミュニティ、サプライチェーンの従業員または顧客を含むが、これらに限られない。)への影響を緩和するプロセスを通じて関連投資先発行体が提供する商品／サービスの環境的および社会的影響の軽減に貢献することである。

ファンドの持続可能な投資は、以下を通じて上記のいずれかの目的に貢献する。

- 社会全体が直面する環境的または社会的課題の解決を目的とした商品またはサービスの提供を行う関連投資先発行体および／または
- 環境およびより広い社会にプラスの影響を与える商品／サービスを提供するためにその環境的および社会的影響の軽減および／またはより持続可能なビジネスモデルへの移行に対する投資を行う関連投資先発行体。これは例えばクリーン・テクノロジーへの投資、化石燃料投資からの撤退と再生可能エネルギー投資の増加などにより達成される。

ファンドの原投資対象は、タクソノミー規則(EU) 2020/852 に定められる環境的に持続可能な経済活動に関する EU 基準を考慮しない。

● この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？

投資運用会社の持続可能な投資の評価では、発行体とその提供する商品およびサービスだけでなく、バリュー・チェーン全体を通じて著しい害を及ぼす可能性のある場合が特定される。かかる評価には、以下が含まれる。

- (i) 投資運用会社の独自の ESG スコアリングモデル(以下に詳述される。)を通じてすべての悪影響指標およびその他の関連 ESG 指標を考慮し、発行体何らかの持続可能性リスクを抱えているか否かを特定する。
- (ii) OECD 多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則(以下に詳述される。)の違反を審査する。
- (iii) 第三者データを用いて、何らかの深刻な論争が存在するか、また、投資の時点で発行体が当該事象の将来の発生を防止する是正措置を講じているかを特定する。

投資運用会社は、発行体実践する慣行が害の規模を制限するものであること、または、発行体その問題に取り組んでいることを確保するために、より有害であると考えられる業界またはセクターに属するいずれかの発行体についてより詳細な評価を実施することができる。

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

いずれかの発行体が持続可能な目的に著しい害を及ぼすとみなされる場合、当該発行体への投資は、持続可能な投資とはみなされない。

持続可能性要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

投資運用会社は、持続可能性要因への現在および潜在的な悪影響を判断し、また著しい害を及ぼすとみなされる発行体への投資を回避するために、すべての義務付けられた主要な悪影響指標を考慮し、かつ、投資運用会社の独自の ESG スコアリングモデル（以下「ESG スコアリングモデル」という。以下の詳細を参照のこと。）においてファンドに関連あるとみなされる指標を用いる。

持続可能な投資は OECD 多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？（詳細）

入手可能なデータに基づく定性的および定量的評価の組み合わせを用いて、投資運用会社は、OECD 多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則（労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言、ILO の基本 8 条約および国際人権章典を含む。）に違反する発行体の特定を追求し、かかる発行体への投資は行わない。

EU タクソノミーは、タクソノミー適合投資は EU タクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的な EU 基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関する EU 基準を考慮しているこの金融商品の原投資対象のみに適用される。この金融商品の残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関する EU 基準を考慮していない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品は持続可能性要因への主要な悪影響を考慮するか？

✕ 投資運用戦略の一環として、投資運用会社は、発行体が持続可能性に関する要素に対して何らかの主要な悪影響を示すか否かを検討する。これは、(i)SDG スコアリング・モデルおよび ESG スコアリング・モデルの双方の結果を評価すること、ならびに(ii)持続可能性に関する要素ならびに SDG スコアリング・モデルおよび ESG スコアリング・モデルの双方の一環として使用されるその他の持続可能性に関する指標に対する対象となる主要な悪影響を評価することによって行われる。ESG スコアリング・モデルから得られた結果および ESG スコアリング・モデルによって使用される対象となる指標の双方を評価することにより、投資運用会社は、すべての関連情報を正確に捕捉すること、およびポートフォリオがかかる結果によって別途特定されていない一切のサステナビリティ・リスクにさらされないことを確保することが可能となる。投資運用会社は、持続可能性に関する要素に対する主要な悪影響を検討するために、フェデレーテッド・ハーミーズの EOS（以下「EOS」という。）による独自の分析、CDP、MSCI、サステナリティクス（Sustainalytics）および S&P グローバル（S&P Global）等の第三者プロバイダー等（利用可能な場合）ならびに発行体自身による開示を含む、幅広い情報源を利用する。

持続可能性リスクが特定された場合、投資運用会社は、不適切な ESG 行動から生じ得るアンダーパフォーマンスを削減するとともに、発行体の責任ある行動と持続可能性の向上を奨励することを目的として、投資の中止を選択または当該発行体をエンゲージメントの候補として特定することができる。

持続可能性要因への主要な悪影響に関する関連情報は、ファンドの年次報告書において追って開示される。

考慮しない。



この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

投資運用会社は、長期的な元本の成長をもたらす、UN SDGsに貢献するよう調整される発行体の積極的なエンゲージメントを受容し、かつその恩恵を受ける可能性を示す発行体を探し出す。

投資運用会社は、これを達成するために、プラスの変化を生じさせる潜在能力を有するが未だ変化を生じさせていない、「エンゲージメントが十分でない」発行体を見極めることを目指した独自の SDG スコアリング・モデルを使用する。その多くは、UN SDGs が達成された社会を実現するために、自らも自分の役割を果たすことができるという考えを受け入れられていない発行体である。考慮すべき 2 つの要素は、(1)エンゲージメントを実施する能力および(2)エンゲージメントの実施後の影響の重要性である。これらの発行体は、とりわけ、その信用力、ガバナンス構造、発行体がこれを運用するセクターおよび地域、財務業績およびプラスの社会的変化との運動に基づきその潜在能力を示す。債務証券の発行の対象となる各発行体に対しては、1 から 5 の等級(5 が最低)の SDG スコアが付与される。投資運用会社は、プラスの社会的変化に関する最高の潜在能力を有する発行体(例えば、SDG1 および SDG2)には、長期間にわたってポートフォリオのリターンを向上させる可能性が大いにあると考えている。投資運用会社のチームは、この発行体グループと携わり、これらにエンゲージメントに対応するよう促すことにより、社会が UN SDGs を達成するための機会を増やすことができると考えている。投資運用会社は、SDG スコアが 1 から 4 である発行体に投資し、SDG スコアが 5 である発行体を投資ユニバースから除外する。

投資運用会社は、個々の発行体の分析および上記の SDG 測定基準に加えて、独自の ESG スコアリング・モデルにより、各発行体の ESG クオリティの評価も行う。投資運用会社の投資分析における ESG インテグレーションへのアプローチは、社内外の情報源を利用して、ポートフォリオに含まれる各国および各発行体に ESG スコアを割り当てるものである。投資運用会社は、これらの ESG スコアを生成するため、フェデレーテッド・ハーミーズ独自のスコアリング手法を用いて、国または発行体の ESG 行動を評価し、ESG スコアを 1 から 5 の等級で割り当てる。この ESG スコアリング・モデルは、環境的および社会的リスクが低い発行体、ならびに以下に詳細を概説する良好なガバナンス慣行に関する評価方針を遵守する発行体にとって有利である。投資運用会社は、ESG スコアが 1 から 4 である発行体に投資する。投資運用会社は、投資ユニバース内の ESG スコアが 5 である新規発行体には投資しない。これらの点数は固定されたものではないため、格下げされる可能性がある。発行体のスコアが 5 に格下げされた場合、投資運用会社は、投資を中止するよう努める。

エンゲージメント活動には、エンゲージメント目標に関して具体的な目標およびタイムラインを設定することが含まれる。これらの目標は個々の発行体のエンゲージメント・レベルで異なる。ファンドのテーマ別投資戦略の一環として、すべての投資について UN SDGs に連動したエンゲージメント目標が特定される。また、特定されている重大な ESG リスクに対処するため、UN SDGs に連動していないエンゲージメントが発行体との間で行われることがある。ファンドのエンゲージメント活動は、重要な ESG 課題に関してエンゲージメントを有する発行体の割合およびエンゲージメントの進捗割合(例えば、エンゲージメント目標のマイルストーンを達成したエンゲージメント目標の割合)によって測定される。発行体がエンゲージメント目標に対して十分に前進しない場合、当該発行体から出資金を引き揚げることになる。

投資運用会社は、特定の活動が所定の収益閾値(以下の詳細を参照のこと。)を上回る発行体収益に貢献するものである場合、かかる活動に関与する発行体には投資しない。除外活動には、化石燃料、1.5 度シナリオに適合しない電気事業、非人道的兵器、従来型兵器、たばこ、ギャンブル、非在来型のオイルサンドおよび国際連合グローバル・コンパクトの原則に違反する発行体が含まれる。

● この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？

- ファンドにおいてエンゲージメントを有する発行体の比率は、常に 90% から 100% の間とすること。
- 各保有資産が、国際連合の持続可能な開発目標のうち少なくとも一つまたは複数とも合致しており、プラスの変化をもたらすよう設計された明確なエンゲージメント理論を有すること。
- SDG スコアまたは ESG スコアが 5 である発行体を除外すること。

- 投資運用会社は、以下の発行体への投資を行わない(なお、当該発行体に関して投資運用会社が入手した情報に基づき判断する。)。
 - 非人道的兵器の製造または非人道的兵器の製造業者に対して必須および/もしくは特注の製品もしくはサービスのいずれかを提供することによってわずかでも(0%を超えて)収益を得ている発行体ならびに従来型兵器の生産から収益の10%超を得ている発行体
 - タバコ製品の製造からわずかでも(0%を超えて)収益を得ている発行体およびタバコ製品の販売から収益の5%超を得ている発行体
 - 収益の10%超をギャンブル製品から得ている発行体
 - 収益の5%超を非在来型のオイルサンドの抽出から得ている発行体
 - 国連グローバル・コンパクトの原則に違反している発行体

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。

- **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？**

該当なし。

- **投資先発行体の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？**

投資戦略の一環として、投資運用会社は、その良好なガバナンスに関する方針を参照して、また独自の調査およびEOSに基づく見識を含む投資運用会社の独自のESGスコアリング・モデル、コーポレート・ガバナンス・ツールおよび定性的分析を用いて、発行体のコーポレート・ガバナンスを評価する。良好なガバナンスの考慮において、投資運用会社は、特に、発行体の経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および適用ある税務規則のコンプライアンスに対する評価を行う。

発行体は、上記の要因および投資運用会社が重大と判断するその他の要因について、(i)以下の基準のいずれか一つに該当するか、または(ii)総合的な観点から、以下の基準を適切に満たすと投資運用会社が判断する場合に、良好なガバナンス慣行に従うものとみなされる。

- 発行体のコーポレート・ガバナンスが、責任所有原則および地域別コーポレート・ガバナンス原則の文書においてEOSが定めるベスト・プラクティスに沿ったものであること
- 発行体のコーポレート・ガバナンスが、発行体の規模および長期的に発行体のガバナンスにどの影響を与えるかを考慮した上で、業界および/または地域の双方における同業他社と同水準であると判断されるものであること
- 投資運用会社および/またはEOSが、発行体とガバナンス慣行の向上に取り組むエンゲージメントを行っていること(本別紙の「この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？」の項目に詳述される。)

いずれかの発行体が関与する権力の乱用または深刻な論争が存在し、その後の実証措置を通じてこれが軽減されていない場合、かかる発行体は、良好なガバナンス慣行に従っていないと推定される。

投資運用会社の良好なガバナンス方針ならびにEOSの責任所有原則および地域コーポレート・ガバナンス原則は、<http://www.hermes-investment.com/sustainability-related-disclosures>において閲覧可能である。



資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した売上高
- 投資先企業が行うグリーン投資(例えば、グリーン経済への移行のためのもの)を示す資本的支出(CapEx)
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した事業運営費(OpEx)

この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？



#1 E/S 特性に整合には、ファンドが促進する特性を実現しかつ上記に要約される投資運用会社の良好なガバナンスに関する方針に従って良好なガバナンス慣行を証明することができる発行体に対して行われる、ファンドの投資対象の 80%以上が含まれる。

#2 その他には、ファンドにおける残りの投資対象が含まれ、これらはポートフォリオの効率的運用およびキャッシュ・マネジメントの目的のために保有されるものであり、環境的または社会的な特性に合致せず、サステナブル投資として適格でもない。これらの投資対象には、現金および短期金融商品のほか、金利、信用およびインフレ市場へのエクスポージャーを獲得、管理または変更するために FDI が含まれ、FDI の利用を通じてロングまたはショートのエクスポージャーを得ることができる。

#1 E/S 特性に整合の区分は以下を包含する。

- **#1A 持続可能**の細区分は、環境目的または社会目的を有する持続可能な投資対象を包含する。ファンドの投資対象の 30%以上が、上記に要約される持続可能な投資対象に該当する。
- **#1B その他の E/S 特性**の細区分は、環境的または社会的特性に整合するが、持続可能な投資対象として適格でない投資対象に該当する本区分の残りの投資対象を包含する。

この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

投資運用会社は、それが最も効率的な方法であると判断した場合、発行体の資本構成に対するエクスポージャーを得るためにクレジット・デフォルト・スワップを利用することができる。よって、これらのデリバティブは、社債を保有するのと同様の方法により、コーポレート・エクスポージャーとして機能し、環境的および社会的特性の達成に寄与する。

また、ファンドは、直接投資および/またはポートフォリオの効率的運用を目的として、指数レベルの CDS、先物、為替予約取引、オプション(クレジット/指数オプション(CDS 指数を含む。)、株価指数オプション、CDS のオプションおよび株式オプション等)といった FDI を利用することもできる。ファンドは、為替ヘッジを目的とする通貨スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップ等のスワップを締結することもできる。FDI は、キャッシュフローの管理を補うため、費用対効果のため、ならびに前項に記載した債券等の特定の市場および証券へのエクスポージャーをより迅速に、かつ/または、より効率的な方法で得るまたはヘッジするため等の目的のために使用される。これらの FDI は、取引所取引ベースまたは OTC ベースで取引されることができる。これらの商品は、環境的および社会的特性の達成に寄与するものではない。



環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度 EU タクソミーに適合しているか？

ファンドの原投資対象は、タクソミー規則(EU)2020/852 に基づき定められる環境的に持続可能な経済活動に関する EU 基準を考慮しない。そのため、ファンドのタクソミー適合は最小で 0%となる。

この金融商品は EU タクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動に投資するか¹？

- ☐ 投資する。
- ☐ 化石燃料ガスに投資する。 ☐ 原子力に投資する。
- ☒ 投資しない。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものである。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段がまだ利用可能でない活動であり、とりわけ温室効果ガス排出水準が最高のパフォーマンスに相当しているものである。

以下の 2 つのグラフは、EU タクソミーに適合している投資対象の最低割合を(本書に該当箇所はない。)で示している。ソブリン債^{*}のタクソミー適合性を判断する適切な方法がないため、1 つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソミー適合性を示しているが、2 つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソミー適合性を示している。



*これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。

¹ 化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動は、それが気候変動の抑制(以下「気候変動緩和」という。)に寄与し、EU タクソミーの目的を著しく害するものではない場合にのみ、EU タクソミーを遵守する。左欄外の注記を参照すること。EU タクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則(EU)2022/1214 に定められる。



は、EUタクソノミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境目的を有する持続可能な投資である。



EU タクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

ファンドが確約する持続可能な投資の最低割合は 30%であるが、環境的および社会的に持続可能な投資のそれぞれにおいて提案される動的割当てにより、ファンドの原投資対象におけるタクソノミーに適合していない環境目的を有する持続可能な投資の最低割合は 0%となる。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

ファンドが確約する持続可能な投資の最低割合は 30%であるが、環境的および社会的に持続可能な投資のそれぞれにおいて提案される動的割当てにより、ファンドの原投資対象における社会目的を有する持続可能な投資の最低割合は 0%となる。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

「#2 その他」に含まれる投資対象は、ポートフォリオの効率的運用およびキャッシュ・マネジメントの目的のために保有されるものであり、環境的または社会的な特性に合致せず、サステナブル投資として適格でもない。これらの投資対象には、現金および短期金融商品のほか、金利、信用およびインフレ市場へのエクスポージャーを獲得、管理または変更するために FDI が含まれ、FDI の利用を通じてロングまたはショートのエクスポートを獲得することができる。これらの投資対象について最低限の保護措置はない。



この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および／または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

該当なし。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。

- 参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に整合するのか？

該当なし。

- 投資戦略と指数の手法の整合性はどのように継続的に確保されるのか？

該当なし。

- 指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？

該当なし。

- 指定指数の計算に用いられる方法についてはどこを参照すればよいのか？

該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいのか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト(<https://www.hermes-investment.com/products>)で参照することができる。